

本邦製鐵事業振興策調查書

第七項

製鐵業に關する技術者及び職工の養成使役の方法

本調査に當りては其範圍を本邦に限れり、而して官業、民業の製鐵所の中より最も代表的なる官營八幡製鐵所、民業に於ては釜石田中製鐵所の二つに就て調査したるものなり。

第一 技術者の養成

甲、官業

八幡製鐵所に於ては技術者の數は官制により定めらる、即ち技師專任四十二人、技手專任百四十人とし、技師は上官の命を受けて技術を掌り、官等は奏任とし、内三人を勅任とすることを得、技手は上官の指揮を受けて技術を掌り、判任官とす、技術者の養成機關は特に存するに非されとも、長官は練習員として外國に技術者を派遣することあり、然れ共これ總ての技術員を然するにあらざるも、尙技術者養成の一方法と見らる可きものなるか故に、今之れに關する同所の規定する所の概要を述べん。

外國派遣の命を受けたるものは誓約書を出し、歸朝後或年期間は奉職の義務を負ふものにして、目的地着の上は到着屈旅行日誌を提出す可く、就業したる場合には就業届を差出し、滞在中は長官より依頼したる大公使館員を取締員として其の命に従ふ可く、止むを得ざる事情ある外定めある年限の間歸朝することを許さず、必ず一月、四月、七月、十月には事業上の報告をなす可き義務あるものとす。

帝國大學工科、理科、並に高等工業學校卒業生は技術者として採用する以前に研究員として養成する方法あり、今これに關する規定を擧げんに。

一 研究員たるものは帝國大學工科、理科學大學、高等工業學校卒業生にして身體強壯なるもの。

二 身分は職工となりて實地作業を見習ふ。

三 判任官に準して取扱ふ而して割増獎勵金を給與せず。

四 年限は帝大生は六箇月、高工生は一箇年とし、技手の補助とし、缺員ある時に相當の職員とす。

五 冶金科卒業生は三箇月は製銑業、後三箇月又は八箇月は製鋼作業、機械科卒業生を鋼材部に採用するものは三箇月又は四箇月間製鋼作業に従事せしむ。

六 工場の都合により長官の決裁にて實習期間を伸縮することあり。

七 缺勤一箇月平均三日を超ゆるときはその日數だけ實習期間を延長す。

乙、民業

釜石田中製鐵所に於ては特に養成規定と見る可き點なし。

第二 技術者使役の方法

甲、官業

使役と云ふは之れを分ちて職務、勤務時間、休暇、俸給、獎勵の五項とす。

一、職務

こは官制によりて定まること、前述の如し各部、課、科長、並に工場主任の下にある現場員に就ては特にその受持場所を離る可からず、又變事の場合に於ては上官に急報し又は臨機の處置をとり職工人夫の監督に任し時には訓戒を加ふ可き任あり。

二、勤務時間

勤務時間は原則として九時間とするも現場掛員は各掛に屬する職工と概ね同一なり(職工の部に述べ)晝夜業をなす現場に於ては晝勤夜勤の二部に分ち交代勤務す。

三、休暇

現場員以上にありては普通の官吏の休暇と同一なるも現場員にありては職工と同一なり(職工の部に於て)休暇日の服務に就きては其の日より一箇月以内に代休を與ふることを得るなり。

四、俸給

判任官以上は俸給令によること官吏としての性質上當然なるもその他雇員囑託等は夫々經歷技能に應じて支給するものなり。

五、獎勵方法

判任官以上にありては特別に獎勵と認む可き方法なきも、判任官以下にありては勤勉手當と稱するものあり是を受く可き職務に従事する現業員即ち十二時間勤務者に給與するものにして、左に勤務の種類に應ずる手當額を記さんに、

甲、十二時間勤務者

每一箇月

月俸十分の一

乙、晝夜業勤務者

每一箇月

月俸十分の二

日給者は日給三十日分を以て月給と見做す、一箇月間に三日以上若くは二十五時間以上缺勤したるものはその月分の勤勉手當を支給せず、但し職務に起因する傷病兵役忌引父母の祭日傳染病に係る交通遮斷隔離法施行により缺勤したる場合及作業上の都合により休業したる時は此の限にあらず、各月二十五日以前に廢官退官轉任解職死亡の者又は休職を命したるものには其月分の勤勉手當を支給せず、其の月分の勤勉手當は翌月之を支給す、但し休職、廢官、轉任、解職、死亡又は病氣危篤の場合には其の際之を給することを得。

乙、民業(釜石田中製鐵所)

一、職務

技術者としては技師技手あり、職務の配置は技師長あり課に課長、分工場に監督を置く、又事務の必要により次長を置く参考の爲め役員の階級を擧ぐれば上役、一等所員、二等所員、三等所員に分る技師長は上役たり、その他は一等所員とす。

一等所員以上は宿直を免するも構内保安に關する時は卒先盡力す可きこととす。

役員中不正の行爲ありたる時は譴責、減俸、解雇の處分あり、怠慢過失にて損害を與へたるものには上記の處分を行ふなり。

二、勤務時間

通常自午前六時至午後六時、日の長短により伸縮す宿直員は二時間の猶豫あり又風雨その他警戒を要したるときは六時間を猶豫することとす。

三、休暇

公休暇ありて毎月一日とす、他に陰曆の一月一日、一月十六日、四月八日、五月五日、七月十六日、釜石町郷社祭禮日、天長節とす、晝夜操業公休日に休業し能はさる係にありては、毎月公休日に半數毎月十六日に半數宛休日とす、然れ共事業の都合上所長に於て其月の公休日を取消し又は變更することある可し。

四、俸給

本人の經歷と技能に應じて支給せらる。

五、獎勵方法

勉勵賞與及び恩給の制あり、前者は次の標準によりこれを定む(監督課長を除く)

第一 早出、夜勤、第二 例刻出勤、第三 遲出、第四 賜暇、

所員雇員は一年を通し三百四十日以上勤務したる時は其の受くる所の月俸により日割を以て勉

勵賞與を下付す。

後者に就きてはこれを二種に分つ。

一、平素品行方正にして任務に特に勉勵盡力しその功績顯著なるもの、十ヶ年以上勤務したるものを特別恩給とし、

二、功績良好なるもの八ヶ年以上十ヶ年以下勤務したるを教育恩給とす。

以上を十二ヶ年間次の表により支給す。

等級	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二
特別	九〇 _円	八〇 _円	七〇 _円	六〇 _円	五〇 _円	四五 _円	四〇 _円	三五 _円	三〇 _円	二五 _円	二〇 _円	一五 _円
教育	二〇〇	一五〇	一二〇	一〇〇	八〇	六〇	五〇	四〇	三〇	二五	二〇	一五

第三 職工の養成

甲 官業

職工の養成方法としては、八幡製鐵所に於ては一般職工に補習教育を施すの機關あり、同所の規定する所を見れば、

製鐵所に就職せる職工に作業上必要なる知識技能を授くるを目的とし、之れを二部に分つ第一部は一般職工の補習教育をなす、第二部は組長伍長の補習教育をなす。

第一部

入所資格は製鐵所職工にして尋常小學校卒業以上の者年限は一年以内とし更に普通科と専門科とあり普通科目は修身、國語(甲、乙)、算術(甲、乙)

専門科目は實用幾何、製圖(甲、乙)、工業物理、工業化學、鐵冶金術、機械大意、電氣大意、機關車一般、材料強弱製品檢定、